様式第２（第２条関係） ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究に係る認定書 番　　号 福島復興再生特別措置法施行令第39条第２項の規定に基づき、下記のロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究は、同条第１項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。 ［略］	**様式第４**（第５条関係） ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究に係る認定書 番　　号 福島復興再生特別措置法施行令第41条第２項の規定に基づき、下記のロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究は、同条第１項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。